

議案第4号

木津川市印鑑条例の一部改正について

木津川市印鑑条例（平成19年木津川市条例第128号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月28日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）」の施行に伴い、「印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

木津川市印鑑条例（平成19年木津川市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。
 - (1) 15歳未満の者
 - (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第1項第4号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあつては記録。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（議案第4号）

木津川市印鑑条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条（略） （登録の資格）	第1条（略） （登録の資格）
第2条（略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、 <u>印鑑の登録を受けることができない。</u> <u>（1） 満15歳未満の者</u> <u>（2） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u>	第2条（略） 2 前項の規定にかかわらず、 <u>満15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。</u>
3（略）	3（略）
第3条・第4条（略） （登録印鑑の制限）	第3条・第4条（略） （登録印鑑の制限）
第5条（略） 2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（ <u>法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあつては、記録。以下同じ。）</u> ）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当	第5条（略） 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、 <u>当該印鑑を登録することができる。</u>

該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、登録申請を受理したときは、印鑑登録原票を備え、印影のほか、次の事項を登録しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合)にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(5) ～ (8) (略)

2 (略)

第7条～第19条 (略)

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、登録申請を受理したときは、印鑑登録原票を備え、印影のほか、次の事項を登録しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあつては記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(5) ～ (8) (略)

2 (略)

第7条～第19条 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第4号 木津川市印鑑条例の一部改正について	
担当課	市民課 市民係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領(昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知)の一部が改正され、成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑登録を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について 令和元年11月19日付け総行住第119号総務省自治行政局住民制度課長通知 ・城南戸籍住民登録事務協議会の市町村において、条例改正を行う旨確認 ・課内で協議、検討を行い、条例案を策定 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	① 行政サービス オ. 窓口サービスの充実
概算事業費 (単位:千円)	<input type="checkbox"/> 単年度 (年度) <input type="checkbox"/> 複数年度 (年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	被成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図ります。	